

令和6年度 外国人雇用管理セミナー

令和7年2月19日

# 技能実習生受け入れに関する留意点 育成就労制度への法改正



外国人技能実習機構

福岡事務所熊本支所認定課

# I 技能実習生受け入れに関する留意点

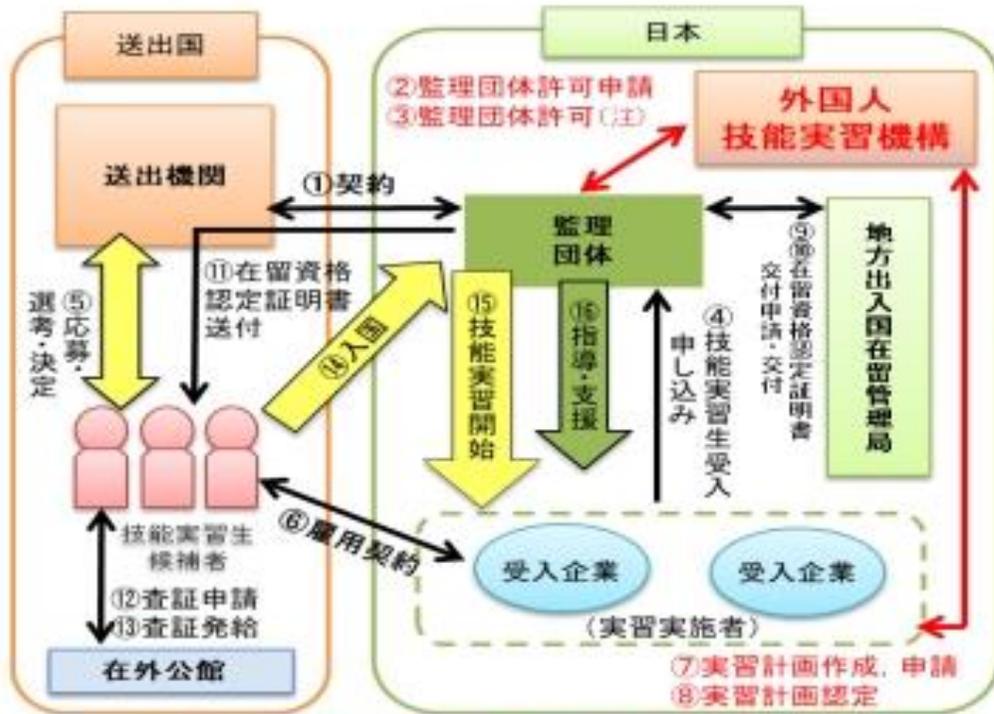
## I-1 外国人技能実習制度の仕組み

技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。

技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約47万人在留している（厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（2024年10月末時点））。

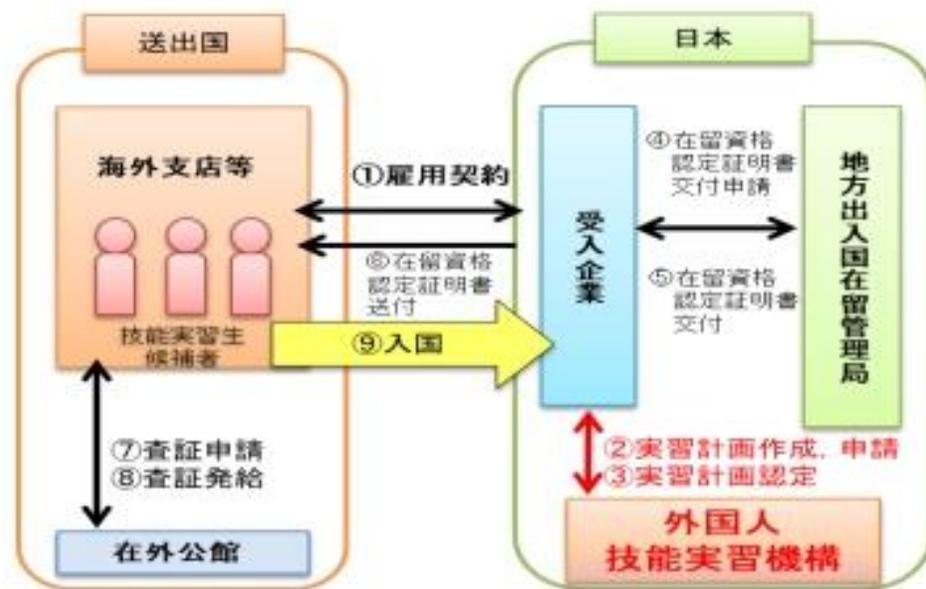
### ① 技能実習生受入れまでの流れ

**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

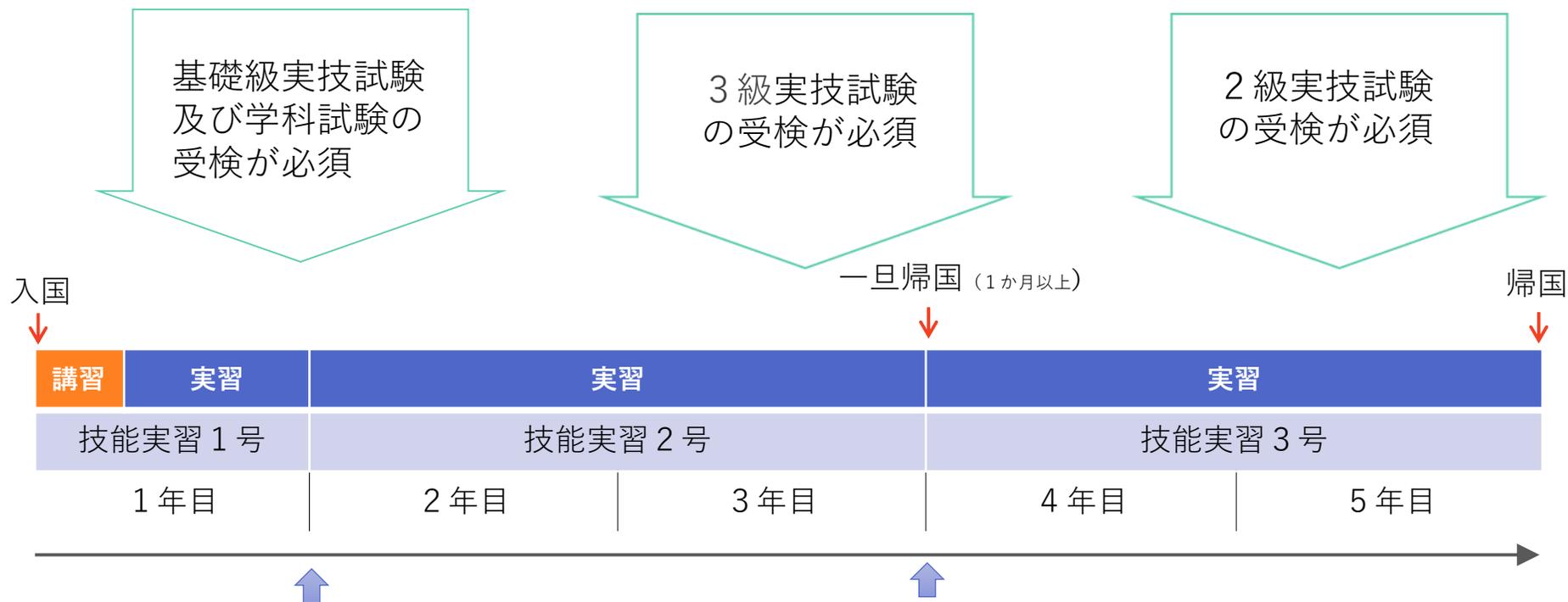


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



## ② 技能実習の流れ



- ① 対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種  
(移行対象職種・作業) \* 「資料」(P.5) 参照
- ② 対象者：所定の技能検定等（基礎級等）の学科試験及び実技試験に合格した者

- ① 対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一  
(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)
- ② 対象者：所定の技能検定等（3級等）の実技試験に合格した者
- ③ 監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を満たし、優良であることが認められる者

## I - 2 技能実習生の受入れに関し留意する点

### ① 国内法令

労働関係法令をはじめとする各種法令を遵守すること。

### ② 技能実習法

技能実習の適切性の担保のため、様々な規定が設けられている。実習実施者が留意すべき代表的な規定は下記の通り。

a. 適切な実習を実施する体制を確保すること。

- ・申請者（実習実施者）が認定の欠格事由に該当しないこと。
- ・「技能実習責任者」「技能実習指導員」「生活指導員」を選任すること。
- ・技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。

b. 認定を受けた計画に沿った実習を実施すること。

- ・職種毎の審査基準を満たすこと。
- ・計画に変更が生じた場合は申請又は届出を行うこと。

c. 技能実習生に対する適切な待遇を確保すること。

- ・報酬の額は日本人と同等以上とすること。
- ・適切な宿泊施設の確保等、技能実習に専念するための措置が図られていること。
- ・食費、居住費等名目のいかんを問わず技能実習生が定期的に負担する費用について、技能実習生との間で適正な額で合意がなされていること。

d. 監理団体による実習監理を受けること（団体管理型技能実習の場合）。

# 技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (91職種167作業)

資料

## 1 農業・林業関係 (3職種7作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農
林業	育林・素材生産作業

## 2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	樽受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

## 3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	バーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 掘削 締固め
築炉	築炉

## 4 食品製造関係 (11職種19作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工 食品製造業●	増蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
	生豚部分肉製造
生豚食肉処理加工業●	生豚精肉商品製造△
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	パン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

## 5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	縦じゅうたん製造 タフテッドカーペット製造 ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

## 6 機械・金属関係 (17職種34作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
	金属プレス加工
鉄工	金属プレス
工場板金	構造物鉄工
	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
電気機器組立て	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製 品製造●△	引抜加工
	仕上げ
金属熱処理業●	全体熱処理
	表面熱処理 (浸炭・浸炭窒化・窒化)
	部分熱処理 (高周波熱処理・炎熱処理)

## 7 その他 (21職種38作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
	圧縮成形
	射出成形
プラスチック成形	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
溶接●	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
自動車整備●	ヘッド印刷
	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
コム製品製造●△	成形加工
鉄道車両整備●	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
木材加工●△	走行装置移植・解き装
	空気装置移植・解き装
	機械製材

## ○ 社内検定型の職種・作業 (2職種4作業)

職種名	作業名
空港クランドハンドリング●	航空機地上支援 航空貨物取扱
ボイラーメンテナンス●△	客室清掃△ ボイラーメンテナンス

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種  
(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

## Ⅱ 育成就労制度への法改正

### Ⅱ-1 改正の背景

- 人手不足が深刻化、国際的な人材獲得競争の激化
- 制度目的と実態のかい離
- 外国人の権利保護などの課題

### Ⅱ-2 技能実習制度と育成就労制度の主な違い

項目	技能実習制度	育成就労制度
目的	国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する。	育成就労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。
関係機関	<b>技能実習生</b> 「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること。」 <b>実習実施者</b> （受入れ事業所） <b>監理団体</b> 外部役員の設置又は外部監査の措置。 <b>外国人技能実習機構</b> <b>送出国</b> 二国間取決め（MOC）を順次作成。	<b>育成就労外国人</b> 前職要件は不要 <b>育成就労実施者</b> 分野別協議会への加入、指導支援体制の厳格化 <b>監理支援機関</b> 外部監査人設置の義務化、受入れ機関の数に応じて職員数を設定。 <b>外国人育成就労機構</b> <b>送出国</b> 原則二国間取決め（MOC）作成国からのみ受入れ。

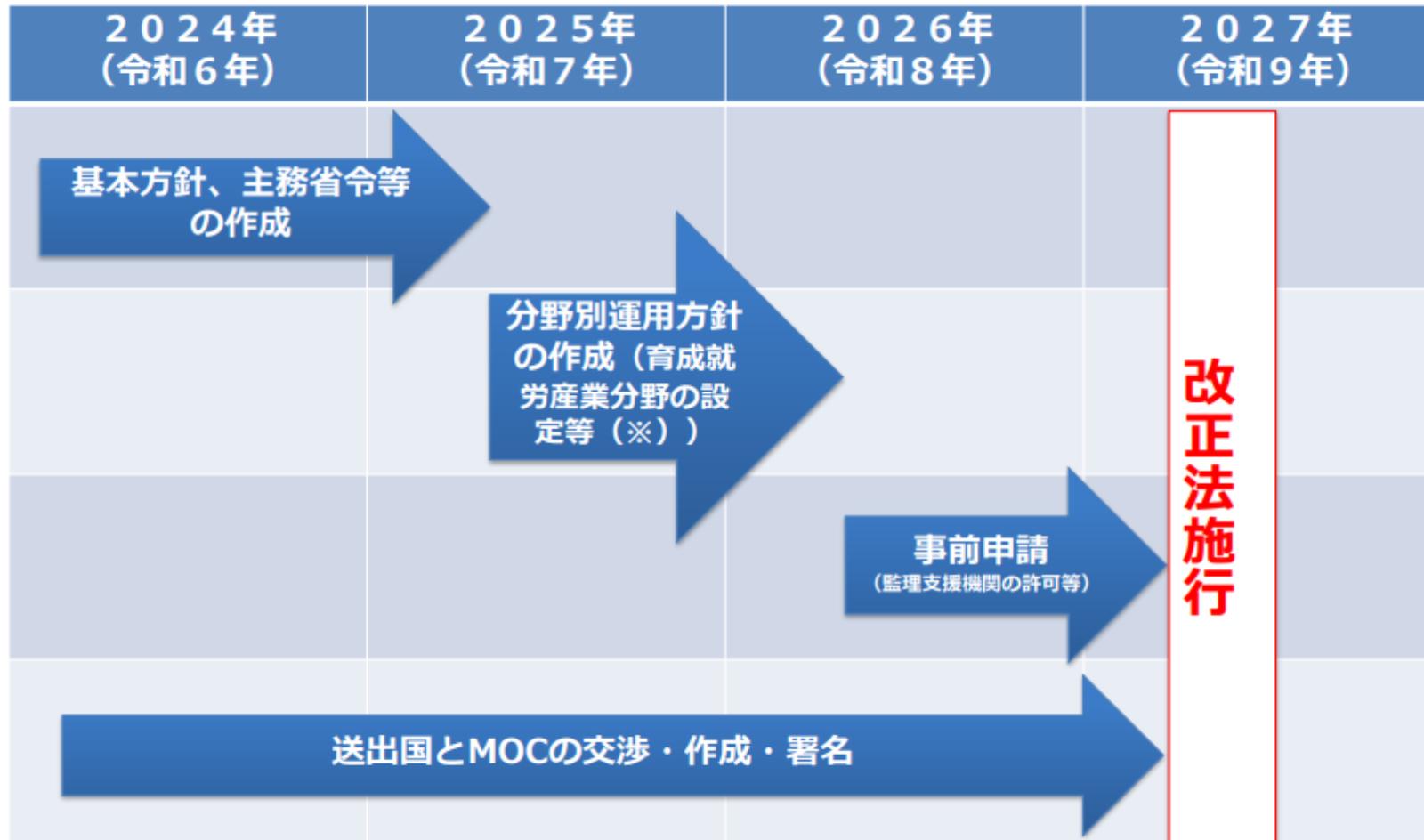
項目	技能実習制度	育成就労制度
認定制度	<b>技能実習計画</b> 第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内。	<b>育成就労計画</b> 3年以内。試験不合格の場合は同一育成就労実施者下で1年延長が可能（新たな認定が必要）。
職種	<b>移行対象職種・作業</b> 習得等をさせる技能が技能実習生の本国において習得等が困難な技能等であること。	<b>育成就労産業分野</b> 特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの。
転籍	<b>止むを得ない事情がある場合</b>	<b>止むを得ない事情がある場合</b> <b>本人意向による転籍</b> ・同一業務区分内であること ・一定の就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定） ・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件を満たす

## II-3 施行日

改正法の公布日（令和6年6月21日）から起算して3年以内に施行。

## II-4 施行までのスケジュールと経過措置

### 施行までのスケジュール（予定）

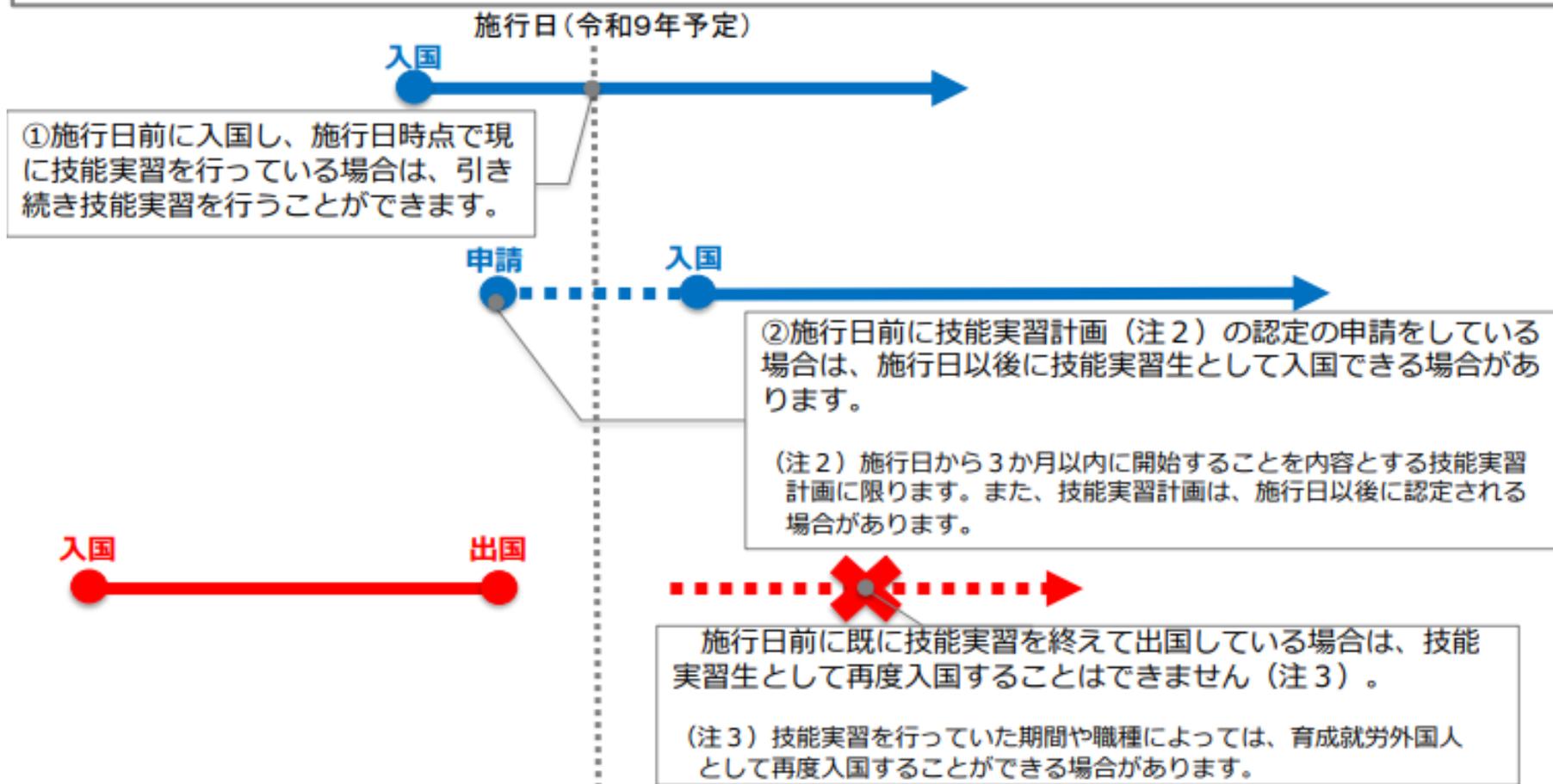


※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

# 技能実習に関する経過措置のイメージ

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能であり、要件を満たせば、次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます（注1）**。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注1）施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。



## Ⅲ ホームページのご案内

### ① 技能実習制度について

- ・実習生の受入れを相談できる監理団体を探したい。
- ・よくある質問を見たい。
- ・運用要領などを調べたい。
- ・各種様式をダウンロードしたい。

など



外国人技能実習機構

<https://www.otit.go.jp/>

### ② 育成就労制度について

- ・育成就労制度の新しい情報を知りたい。
- ・よくある質問を見たい。

など



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

令和6年入管法等改正法について



<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>